



**医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業
国際科学技術協力プログラム（SATREPS）**

平成29年度SATREPS公募について

平成28年9月21日

**国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）
国際事業部**

- 1) AMED概要**
- 2) SATREPSプログラムの概要**
- 3) 平成29年度感染症分野公募の概要**
- 4) 応募方法について**

1) AMED概要

1. 医療分野の研究開発体制



健康・医療戦略推進本部（本部長：内閣総理大臣）

- ①【健康・医療戦略】の案の作成及び実施の推進
- ②【医療分野研究開発推進計画】の作成及び実施の推進
- ③医療分野の研究開発等の【資源配分方針】
- ④新独法の【理事長・監事の任命】及び【中長期目標】の策定に当たっての主務大臣への意見等

理事長・監事の人選への意見

中長期目標への意見

予算の総合的な要求配分調整

所管府省

内閣府

文科省・厚労省・経産省

理事長・監事の任命・解任

中長期目標の提示

補助金・交付金の交付

予算の集約化

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

研究費等の配分
(委託契約等)

研究機関・研究者

- 研究費等のワンストップサービス化
- 基礎から実用化までの一貫した研究管理
 - ・ 研究支援と研究環境整備の一体的な実施
 - ・ 基礎から実用化までの切れ目ない研究支援を実現
 - ・ 基礎から実用化までの一貫した研究マネジメントを実現

2. 設立趣旨、法人の業務



設立趣旨

■ 設立趣旨

医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進・成果の円滑な実用化及び医療分野の研究開発のための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、「医療分野研究開発推進計画」に基づき、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等の業務を行うこと。

■ 設立日

平成27年4月1日

法人の業務（参考資料）

① 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと

(例)委託事業として、京都大学におけるiPS細胞を使った再生医療の研究及びその研究に必要な研究機器の整備を行うなど

② ①の業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること

(例)医薬品開発における基礎的な研究の成果を製薬企業等に紹介し、実用化開発を促進するなど

③ 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと

(例)バイオ医薬品の製造技術の開発に対する補助、臨床研究を実施する上での体制の整備のための補助を行うなど

④ ①～③の業務に附帯する業務を行うこと

(例)国内外における研究開発・技術開発の動向調査、研究成果の広報、研究を通じた国際協力など

3. 予算額（平成28年度）



	平成28年度	平成27年度	増減
予算額	1,265億円 (文：599、厚：478、経：185)	1,248億円 (文：598、厚：474、経：177)	16億円(+1.3%)

① オールジャパンでの医薬品開発 258億円

② オールジャパンでの医療機器開発 146億円

③ 革新的医療技術創出拠点プロジェクト 98億円

④ 再生医療の実現化ハイウェイ構想 148億円

⑤ 疾病克服に向けたゲノム医療実現化プロジェクト 114億円

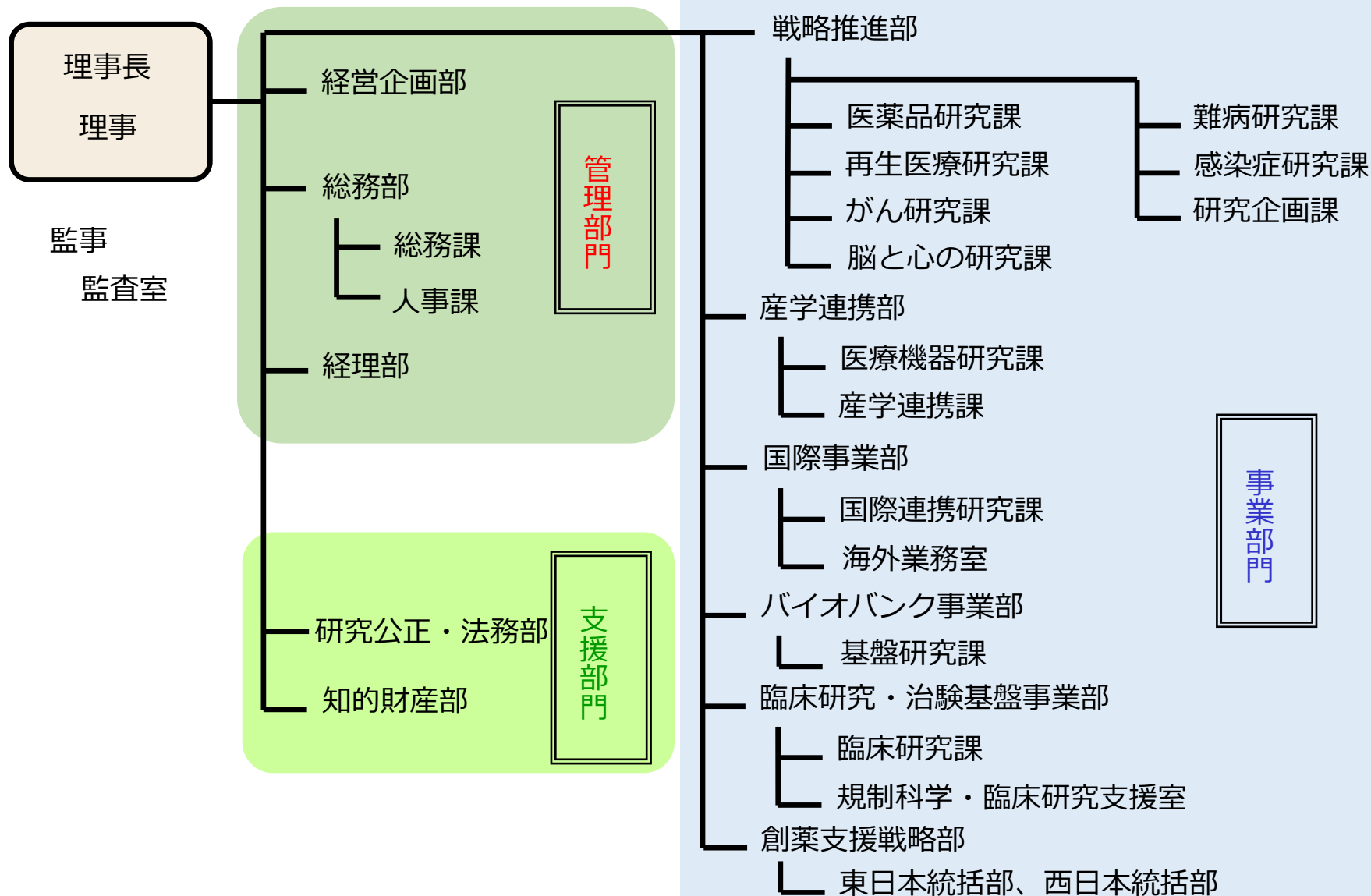
⑥ ジャパン・キャンサーリサーチ・プロジェクト 167億円

⑦ 脳とこころの健康大国実現プロジェクト 96億円

⑧ 新興・再興感染症制御プロジェクト 82億円

⑨ 難病克服プロジェクト 122億円

4. 組織図



5. 法人に求められる主な業務



医療に関する研究開発の実施

■プログラムディレクター(PD)、プログラマー(PO)等を活用したマネジメント機能

- ・医療分野研究開発推進計画に沿った研究の実施、研究動向の把握・調査
- ・優れた基礎研究の成果を臨床研究・産業化につなげる一貫したマネジメント（研究課題の選定、進捗管理・助言）

■適正な研究実施のための監視・管理機能

- ・研究不正（研究費の不正使用、研究における不正行為）防止、倫理・法令・指針遵守のための環境整備、監査機能

産業化へ向けた支援

■知的財産取得に向けた研究機関への支援機能

- ・知財管理、相談窓口、知財取得戦略の立案支援

■実用化に向けた企業連携・連携支援機能

- ・(独) PMDAと連携した有望シーズの出口戦略の策定・助言
- ・企業への情報提供・マッチング

国際戦略の推進

■国際共同研究の支援機能

- ・国際動向を踏まえた共同研究の推進、医療分野に係る研究開発を行う海外機関との連携

6. 日本医療研究開発機構における 課題管理体制



9つの連携分野ごとにPD（プログラムディレクター）を中心とした課題管理体制を整備。
PDは担当する連携分野の運営方針を決定し、分野全体のプロジェクト運営に責任を持つ。
PDは、連携分野の事業を所管する省の意見を踏まえつつ、**理事長が指名する**。

連携分野ごとの課題管理体制

PD（プログラムディレクター）

- ・ 連携分野の運営方針の決定（補助要綱の範囲内で）
- ・ 各事業の資金配分方針決定等の調整
- ・ PS間の調整



各事業

各事業

各事業

PS

PS

PS

PO

PO

PO

PO

PO

PO

課題管理体制

課題管理のため、PDの元に各事業の運営を担当するPS（プログラムスーパーバイザー）を配置し、PSはPO（プログラムオフィサー）とともに、事業運営を行う。

PDの役割

連携分野全体の課題を把握し、担当する連携分野の運営や分野間の協力の推進等の高度な専門的調整を行う。担当する分野に関し、研究開発の加速が必要な事業の拡充や新規事業の追加等について理事長に提言を行う。

PSの役割

担当する事業の目的及び課題を把握し、事業の運営を行う

POの役割

PSを補佐して事業運営実務を行う。

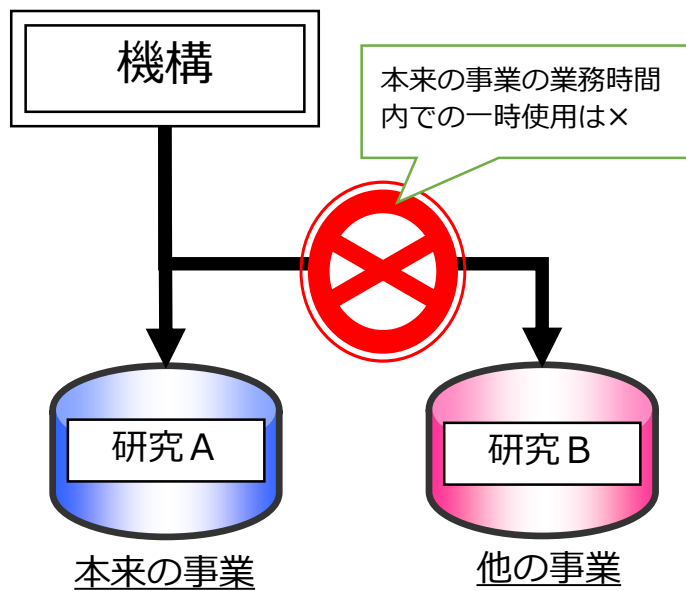
7. 他の研究への一時使用を弾力化



補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (財産の処分の制限)

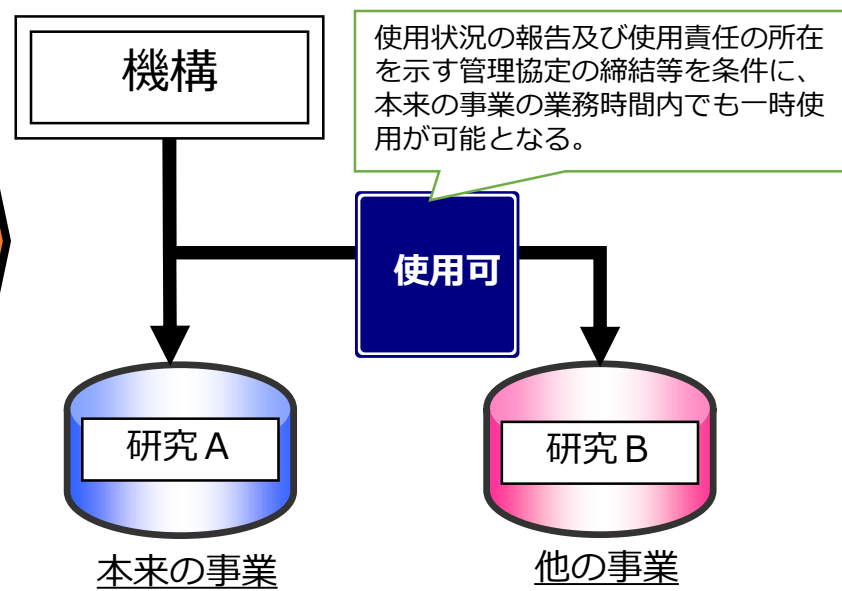
第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない
※ 本来の事業に使用することが原則で当該原則は、各省間の事業に限らず、同一省内の他事業間にも適応される

<現在>
業務時間外などの一時使用のみ可能



各省の承認基準変更後

<AMED設立後>
本来の事業に支障を及ぼさない範囲での一時使用を弾力化



2) SATREPSプログラムの 概要

平成27年4月1日より感染症分野はAMEDに移管



研究分野



感染症

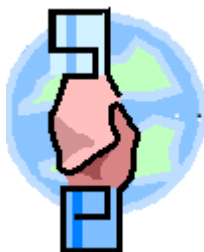
環境・エネルギー
(気候変動)
(地球規模の環境
問題)

環境・エネルギー
(低炭素社会・
エネルギー)

生物資源

防災

外交手段としての**科学技術**



連携の高度化・相乗効果



我が国の科学技術を発展させる手段としての**外交**

SATREPSについて



目 的

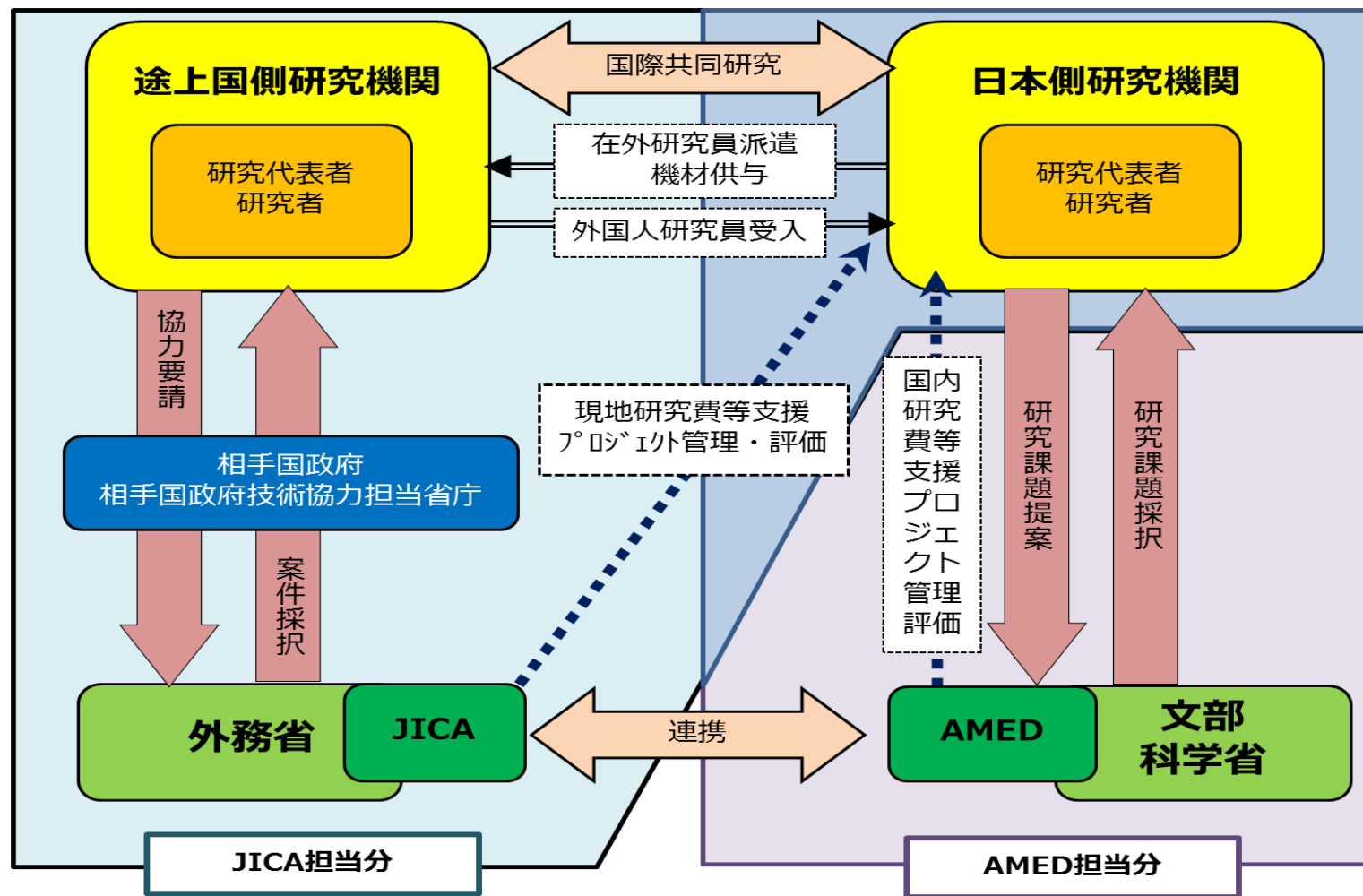
(JSTと同様)

- 日本と開発途上国との**国際科学技術協力の強化**
- 地球規模課題解決のための**新たな技術の開発・応用**および**科学技術水準の向上**につながる新たな知見の獲得
- **キャパシティ・ディベロップメント**（国際共同研究を通じた開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成）

研究プロジェクトは、**将来的な社会実装の構想があること**

（研究期間中に必ずしも取り組まなければならないものではないが、研究計画において想定される研究成果を将来的に社会還元へ結び付けるための活動の道筋がはっきりしていること）**が期待されている**

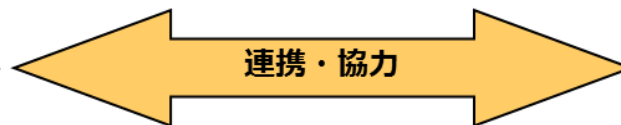
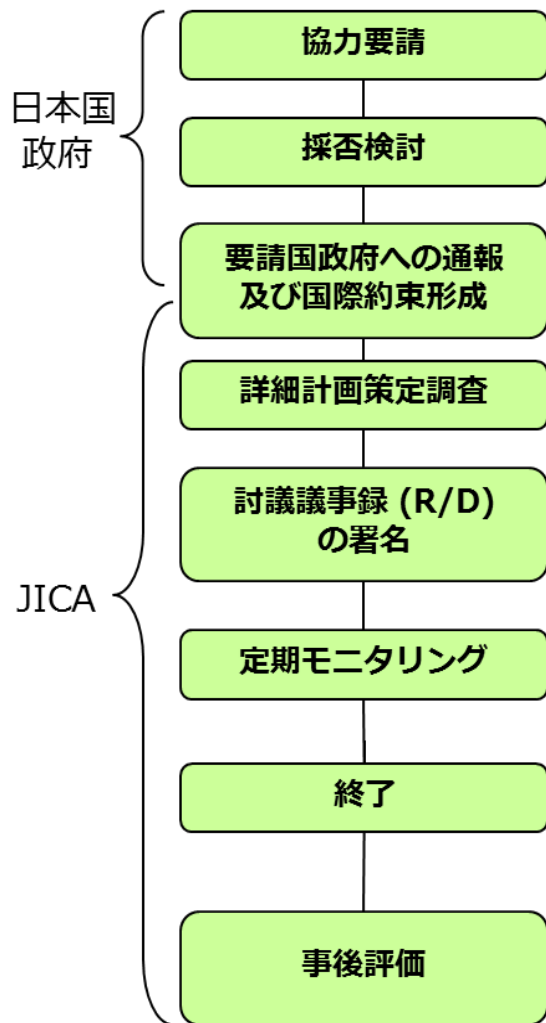
SATREPSプログラムの実施体制図



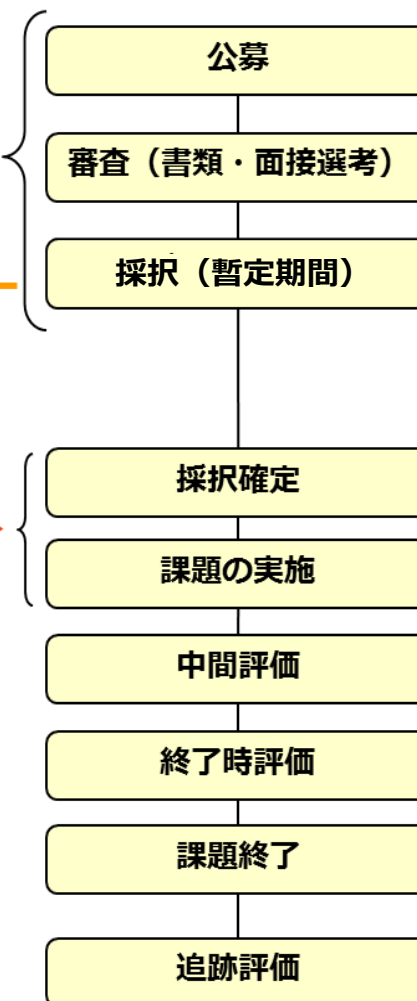
SATREPSプロジェクトの流れ



JICA 技術協力プロジェクトの枠組み



AMED競争的研究資金の枠組み



研究代表者はJICAの詳細計画策定調査に参加し、相手国政府及び相手国実施機関との計画について協議を行う。その結果、**R/D (Record of Discussions)**をJICAと相手国実施機関が署名する。また、これと平行し機関間での**合意文書 (CRA等)**が署名される。

国際共同研究実施に向けての準備 R/DとMoU（CRA）について



(JSTと同様)

討議議事録

(R/D: Record of Discussions)

JICAが相手国研究機関と締結。
(機材投入、人材育成支援など)

合意文書

(MoU, CRA: Collaborative Research Agreement等)

“研究代表者”の所属機関と、相手国研究機関
が交わす。
(成果公表・特許など)

条件付採択決定後であっても、年度末（平成30年3月末）までにR/D及びMoU（CRA）の署名がされておらず、近日中にされる見込みもない場合、採択の取消しとなります。

3) 平成29年度感染症分野 公募の概要

はじめに



(JSTと同様)

この公募は平成29年度予算に基づいて推進される課題を募るものですが、本プログラムはODAとの連携事業であり、相手国機関との調整にも時間を要することから、課題採択後の速やかな研究開始を可能とするために、予算成立に先だって募集を実施しております。

したがって、**予算成立の内容に応じて、研究領域の内容、委託研究費、採択件数等の変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

公募・選考に関する最新情報については、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

<http://www.amed.go.jp/koubo/030120160620.html>

SATREPSの分野・期間・規模



(1)研究分野 (感染症)

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病などの人獣共通感染症に関する研究開発
- ・ HIV/AIDS, エボラ出血熱、マラリア、デング熱、結核、**カルバペネムやコリスチンなどの抗菌薬耐性菌**等の新興・再興感染症の**疫学**、診断、予防、治療等に関する研究開発

*** 赤字箇所は本年度新たに追加.**

(2)期間 3 - 5 年 (暫定期間後)

(3)課題の予算規模 (AMED予算+JICA予算)

1 課題あたり 1 億円/年

内訳: AMED委託研究開発費 : 3,600万円程度/年 (間接経費込み)

JICA ODA技術協力経費 : 6,000万円程度/年

応募者（研究代表者）の要件

国内の研究機関*に所属している研究者、または、応募時に海外在住の研究者で、契約開始日もしくは平成29年6月1日のいずれか早い日において、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることができる研究者で、当該国際共同研究の研究代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できることが研究代表者（応募者）の要件。

*「国内の研究機関」とは、日本国内の法人格を有する大学、**国公立高等専門学校**、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等、及び法人化していない国立研究機関を指します。法人の場合、どの法人格であるかは問いませんが、研究実施能力については選考の際に問われます。

研究チームの要件

(JSTと同様)

- ・ 国内の研究機関は、日本国内の法人格を有する大学、**国公立高等専門学校**、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等です。
- ・ 相手国研究機関は公共性のある活動を行っている大学・研究機関です。
(ただし軍事関係を除く。)
- ・ 日本国でも相手国でもない第3国の研究機関とは、本国際共同研究はできません。また、第3国の研究機関にのみ所属する研究者は、本国際共同研究の参加者になることはできません。

研究提案にあたっての注意



- 「府省共通研究管理システム：e-Rad」で行ってください。

(JSTと同様)

- 相手国政府より[技術協力プロジェクトの協力要請](#)の提出が必要です。（協力要請の外務省（本省）到着締め切りは日本時間**平成28年10月31日正午（日本時間）**を予定しておりますが、通常相手国政府ではこの締切日よりも前に締切を設定していますのでご注意ください。）
- 日本側の研究代表者の[所属機関の機関長からの承諾書](#)の提出が必要です。（提案書類 様式 1 1）（所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究 実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。）
[承諾書を含めた必要な全様式、および協力要請の提出がなされていない場合は、「要件未達」と判断し、以後の審査は行いません](#)

* SATREPS事業への参画研究者は、**研究開発期間の初年度内に**研究倫理プログラムを履修する必要があります（AMED公募要領 71ページ「10. 研究倫理プログラムの履修等について」に記載）

履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・ CITI Japan e-ラーニングプログラム
- ・ 「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
- ・ 研究機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

研究開発期間



研究開発期間： 3～5年（暫定期間を除く）

（JSTと同様）

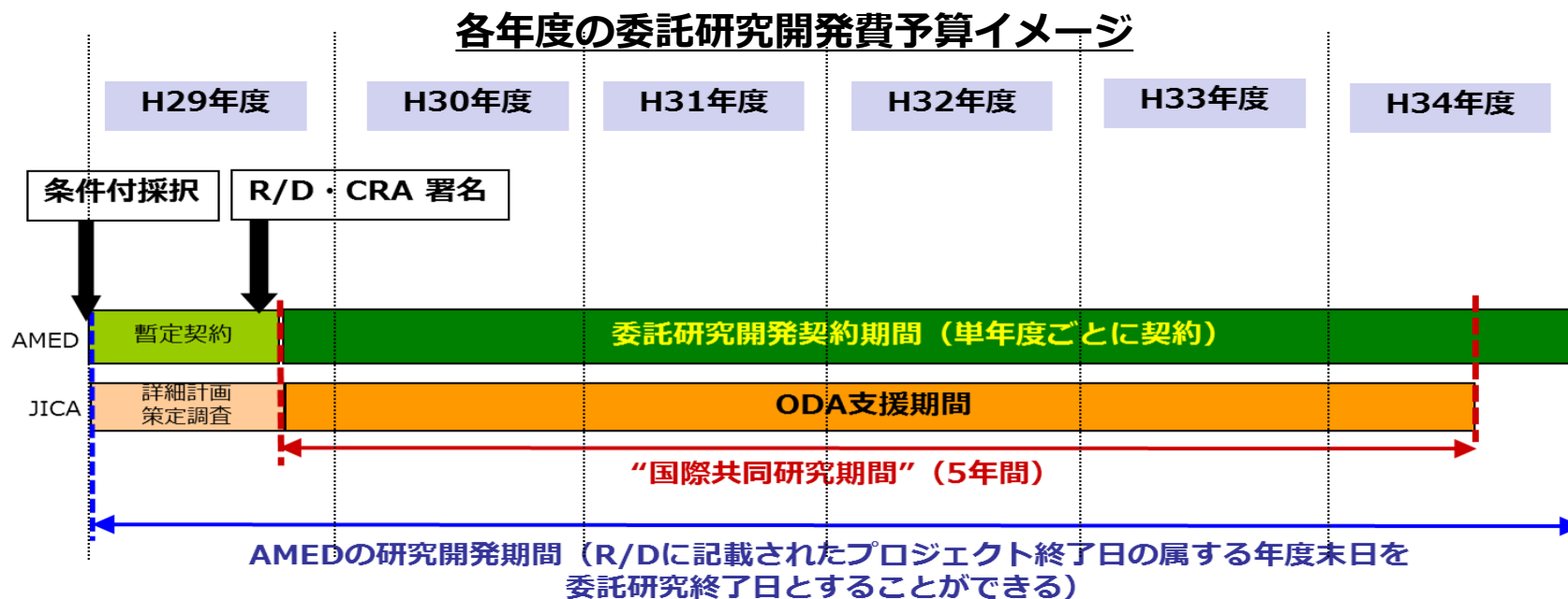
本課題における研究期間（国際共同研究期間）は、相手国研究実施機関等とJICAとの討議結果に基づく討議議事録R/D [Record of Discussions]により最終的に決定されます。つまり、R/Dに記載された期間が国際共同研究期間となります。

相手国の状況等によってはR/Dの署名に時間を要することがあります。その場合R/D署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R/D署名前であっても、日本側での研究準備の目的に限って、AMEDからの委託研究費を研究代表者所属機関において暫定的に執行することが可能です。※

※但し、最終的にR/Dの署名が不可能となる場合は、採択された研究課題そのものの実施ができないこととなり、AMEDからの委託研究費もその時点で採択取消しになることをご承知ください。

研究開発期間と予算の考え方

国際共同研究期間（＝ R/Dに定められた期間）が5年間の場合の例



- ※ 1 R/D署名までの間、AMEDと「暫定」委託研究開発契約を締結することにより、国際共同研究の準備のための費用に限って、AMED 委託研究費を執行していただくことができます。
- ※ 2 平成30年3月31日までにR/Dの署名がなされておらず、近日中に署名される見込みのない場合、R/D不成立とみなされ、その時点で研究中止となります。
- ※ 3 AMEDからの委託研究開発費は上図で示す研究期間内において執行可能です。予算は、提案時の総額をベースに、上限は研究期間が5年であれば総額180百万円（平均36百万円/年）以内で計画していただきます（上記赤い棒グラフの合計＝提案時のJST委託研究費総額）。AMED委託研究開発費の総額は、詳細計画策定調査、研究の進捗状況、評価結果、AMEDおよび国における予算措置の状況によって、変更となる可能性があります。

研究開発経費（1 / 2）

（JSTと同様）



**AMED経費：年間3,600万円（間接経費含む）程度
（5年計画であれば、1.8億円程度）**

経費	AMED	JICA
A：日本国内での研究費	●	
A：相手国以外での研究費 （第三国出張費、現地諸経費等）	● *1	
B：相手国内での研究費	▲ *2	● *3
B:相手国側からの招へい旅費	▲ *4	●
C:日本と相手国間の旅費	▲ *5	●

* 1 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

* 2 日本国内の研究の延長と認められる旅費・滞在費など、相手国においてJICAが負担できない経費のうちAMED委託研究開発費で負担可能なものに限りします。

* 3 相手国内での活動費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます（JICAの経費は相手国の自立発展性を重視するODA技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります）。

* 4 相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の招へいに限りします。

* 5 学生、外部専門家等、JICA専門家として相手国へ派遣することのできない場合に限りします。

研究開発経費（2 / 2）

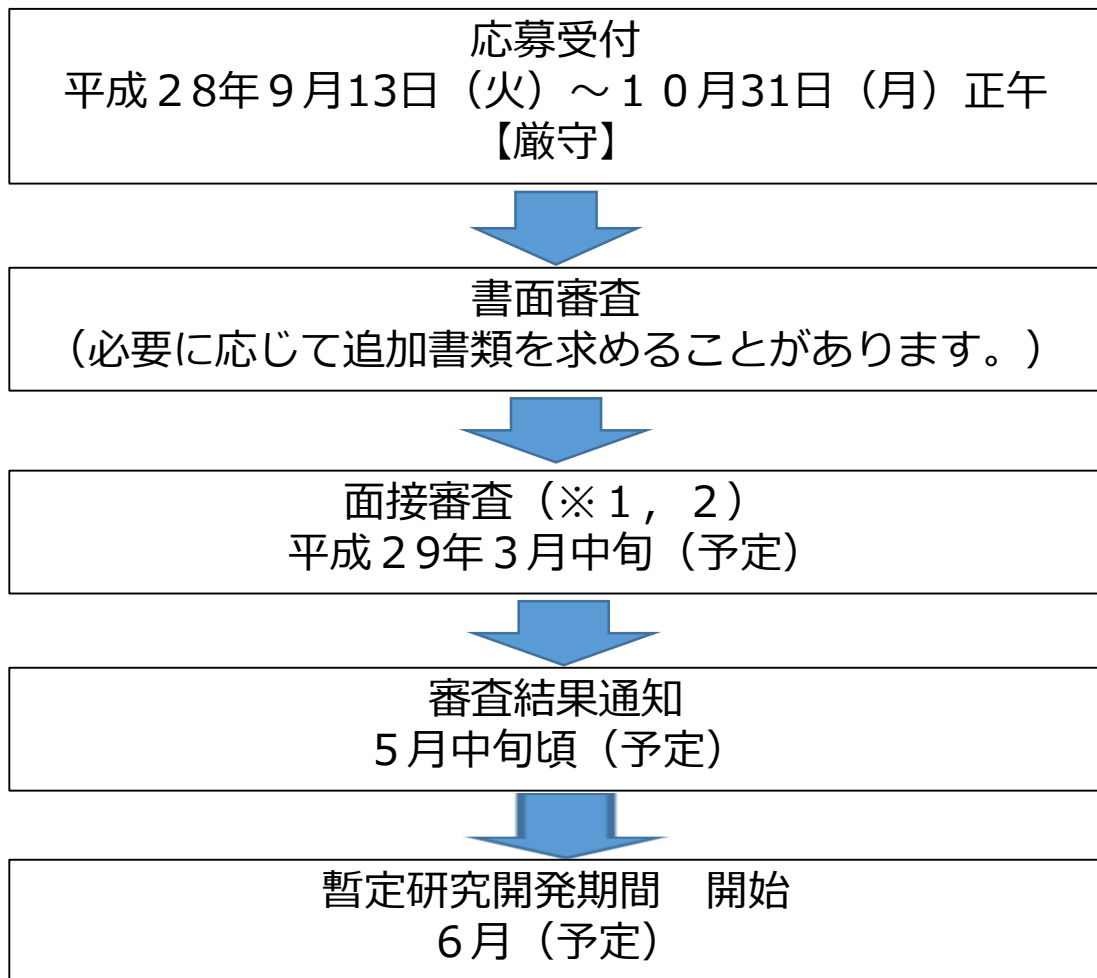


（JSTと同様）

企業等が研究代表機関となり応募される場合には、経費執行区分が上記と異なる場合がありますので、あらかじめAMED／JICAに確認をしてください。

JICAの経費は相手国の自立発展性を重視するODA技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、「相手国側の人件費」、「相手国における事務所借上費」、「相手国側が使用する消耗品」、「供与機材の運用や維持管理の経費」、「相手国側研究者の相手国内旅費」、「会議日当」等は、原則として相手国側負担となります。

公募から事業開始までのスケジュール



※1 面接審査開始時刻は、研究代表者及び事務連絡担当者に連絡します。面接審査の直前となる可能性もございますので、御了承ください。また、必要に応じて、面接審査時に用意すべき情報等について連絡をすることがあります。

※2 詳細の日程は、プログラム公募情報ウェブサイトに掲載します。

(AMED公募要領26ページ)

審査の観点（事前評価項目）

（JSTと同様）

- ① 事業趣旨等との整合性
- ② 研究計画の妥当性
- ③ 技術的意義及び優位性
- ④ 両国の実施体制
- ⑤ 社会実装の道筋と実現可能性
- ⑥ 相手国のニーズ、ODA方針への合致
- ⑦ 継続的发展の見通し

（AMED公募要領16ページ）

留意事項（１）

（JSTと同様）



- 外交政策及び科学技術政策の観点から、**共同研究相手国の適切な地域バランス**（採択案件が同一地域に過度に集中しないこと等）及び**研究課題のバランス**（特定分野の研究に過度に集中しないこと等）を考慮します。
- 課題選考に当たっては、研究水準の高さとともに、研究開発計画が重点的であり、かつ具体性が高い課題であって、**研究成果の社会還元の時期、方法を含めた道筋が明確**である課題が高く評価されます。
- これまで採択課題のない国や採択課題の少ない国を共同研究相手国とする提案を歓迎します。

留意事項（２）

（JSTと同様）

- 研究期間終了後の成果の担い手が、研究開発の初期の段階から参画する事により、成果の社会実装への道筋がより確かなものとなります。この観点から、**成果の担い手となる企業等と連携（産学官連携）**をした提案を歓迎します。産学官連携による研究提案を行う場合については、研究代表機関が様式２の１．（３）、参加企業が様式１２へ、それぞれ連携構想を具体的にご記入ください（研究開発代表機関が民間企業の場合は、様式１２も作成・提出してください）。
- 地球規模課題対応というプログラムの性質に鑑み、**複数国を相手国とする共同研究**の提案も歓迎します。複数国と国際共同研究を実施する研究提案において、受付締切までに**全ての**相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、「要件未達」と判断し、選考を行いません。また、研究開始に当たっては、**全ての**関係国との間でR／Dへの署名を得る必要があります。
- **アフリカ地域や後発開発途上国を対象とした研究課題提案**を歓迎します。なお、これらの国々においては、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術や問題即応技術の開発と適用が重要であり、その観点を含む取組を期待します。

※これらは主なものだけで、他にもあります。詳しくはAMED公募要領p.12～p.13をご覧ください。

採択（条件付含む）された 研究代表者等の責務等（1）



（JSTと同様）

採択された時点から研究代表者には以下の責務が生じます。
（詳しくは、AMED公募要領 p.21 ～p.24 をご覧ください。）

（1）研究の推進及び管理

- ・ 本課題の全実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務
- ・ JICAの技術協力プロジェクトの総括責任者（投入計画立案、カウンターパートとの調整、プロジェクト全体の運営管理等）としてのプロジェクト管理
- ・ AMED/JICAとの打ち合わせ、及び現地における詳細計画策定調査
- ・ 相手国での合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）にて、報告、協議
- ・ AMED/JICAへの報告書の提出、AMED/JICAによる評価の対応
- ・ 関係組織との連携や意思疎通・共有
- ・ 知的財産権の取得、研究成果の発表

（2）研究開発契約等の遵守

AMEDと研究機関との間の研究開発契約及びAMEDの諸規定等、JICAとの取極め及び事業契約、相手国研究機関等とJICAが締結するR/D、研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書(CRA等)の内容を遵守していただきます。

採択（条件付含む）された 研究代表者等の責務等（2）

（3）研究公正の遵守

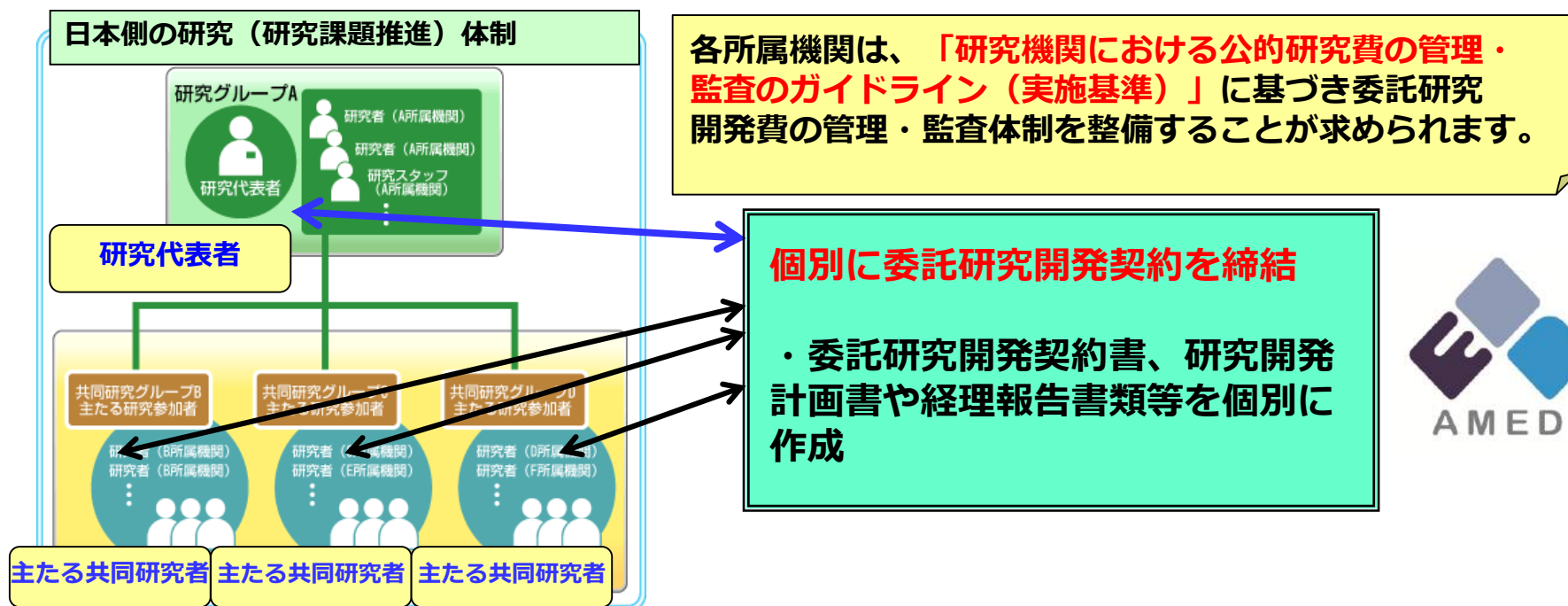
- ・ 不正行為を未然に防止するための研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了。
* 履修対象者には、原則、研究開発期間の初年度内に履修していただきます。
- ・ 提案した研究課題が採択された後、AMEDが実施する説明会を通じて、研究開発の構成かつ適正な実施について遵守する事項を確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をAMEDに提出
- ・ PS及びPO等に対する進捗状況の報告
- ・ 研究チーム全体の研究開発費の適切な管理
- ・ 研究参加者や、特に研究開発費で雇用する研究員等の研究、勤務環境、条件の配慮

研究機関の責務

(JSTと同様)



AMEDは研究代表者及び、原則として主たる共同研究者の所属する研究機関との間で、**委託研究開発契約**を締結します。



- ・ JICAは研究代表者の所属する研究機関と技術協力に関する**取極め**を交わします。
- ・ 相手国研究機関と日本側の研究機関との間で、研究成果の取扱い等に関する**合意文書 (CRA)**を取り交わします。

知的財産の取扱いに関して

(JSTと同様)



研究代表者の所属する研究機関は、国際共同研究の相手国研究機関との間で共同研究の実施に関する合意文書 MoU (CRA等)を取り交わします。

合意文書においては、

- ・ 共同研究により生じた知的財産の取扱い
- ・ 秘密情報の取扱い
- ・ 成果の公表
- ・ 損害が生じた場合の取扱い
- ・ 相手国の生物資源等へのアクセス・持ち出し 等

について定めていただきます。

なおCRA は署名前の案の段階で、AMEDから必要事項等の内容の確認を得てください。

R/Dの内容と平仄を合わせるため、合意文書の取り交わしは、JICAが相手国研究機関とR/Dの署名をする時期に合わせることが適切です。

なお、国内の研究体制に含まれる全ての研究参加者は研究代表者所属機関が取り交わした合意文書を遵守する必要があります。

応募にあたっての注意事項

AMED公募要領VIII 応募に際しての留意点（p78～84）には以下の重要な事項が記載してあります。**よく読んで応募して下さい。**

1. 人権の保護及び法令等の遵守への対応について
 - （1）法令等の遵守について
 - （2）ライフサイエンスに関する研究開発について
 - （3）生物遺伝子等利用に伴う各種規制
2. 「国民との科学・技術対話の推進について（基本的取組方針）」
3. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力
4. researchmapへの登録について
5. 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について
6. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力
7. 開発したリソースのナショナルバイオリソース（NBRP）中核機関への寄託
8. 健康危険情報について
9. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

4) 応募方法について

応募方法について（１）

研究提案は、府省共通研究開発管理システム(e-rad)で行っていただきます。

ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

研究者と所属研究機関の登録が必要です。

※所属機関（e-Rad事務代表者）承認の上ご応募下さい。

応募方法について（２）



感染症分野の提案書の雛形はAMEDの様式を使用ください。

様式 1	研究開発提案書
様式 2	基本構想
様式 3	研究開発計画の内容（技術協力プロジェクトの活動計画）
様式 4	実施体制図
様式 5	研究開発項目別年次計画
様式 6	経費
様式 7	論文・著書リスト
様式 8	特許リスト
様式 9	他制度での助成等の有無（国内参画機関のみ）
様式 1 0	倫理面への配慮
様式 1 1	承諾書
様式 1 2	企業等の構想
様式 1 3	提案に当たっての調整状況の確認

（AMED公募要領27ページ）

AMED ウェブサイト



ホームページ

<http://www.amed.go.jp/>

SATREPS プログラムページ

<http://www.amed.go.jp/program/list/03/01/035.html>

SATREPS公募情報のページ

<http://www.amed.go.jp/koubo/030120160620.html>

※公募要領、成果目標シートなどの資料がダウンロードできます。